



特集 人権を考 える

「人権」ってなんだらう

人権（ヒューマン・ライツ）とは、一口で言えば、私たちが社会生活において幸福な生活を営むためにどうしても必要な権利です。
この権利は、世界人権宣言や日本国憲法によりすべての人間の自由平等差別禁止の原則が定められ、基本的人権として保障されています。
私たちは、他人の基本的人権をお互いに尊重しあうとともに、それを自分たちの手で大切に守り育てていかなければなりません。

考えてみようよ：「人権を」

みなさんは「人権」という言葉からどんな印象を受けますか。「なんだか堅苦しく難しいもの」、「自分に関係ないもの」と感じていませんか。何も難しいことはありません。
「人権」を大切にすること、
「命を大切にすること」や「みんなと仲よくすること」です。誰もが、自分の命を大切に、人間らしく幸せに生きたいと願っています。「人権」はみんなが生まれながらに持っている権利で、誰にとっても身近で大切なものなのです。ですから、私たちが自分の「人権」を大切に思うのと同じように、他の人の「人権」も大切にしなければなりません。

でも、今の日本では「人権」が大切にされているでしょうか？

みなさんも、テレビのニュースなどで悲しい事件を目にすることがあるでしょう。子どもが「いじめ」を苦にして自殺したり、お年寄りがひどい目に合わされたり、女性が暴力を受け傷つけられるなど、どれもが悲しくて痛ましい人権問題です。
こうした人権問題をなくすためにみなさんにできること：それは、まず相手の立場を思いやることです。
私たちは、さまざまな人権問題を正しく理解するとともに、一人ひとりが大切にされる住みよい社会の実現をめざして努力していくことが必要です。

「基本的人権」とは

私たち誰もが「幸せに暮らしたい」、「人間らしく生きたい」と願っています。
そのために、

- 自由にもが言える
 - 互いの合意で自由に結婚ができる
 - 教育を平等に受けられる
 - 自由に職業が選べる
 - 健康で文化的な生活が送れる
- などが重要です。これらの権利を総称して「基本的人権」といいます。つまり、全ての人が「幸せに生きる権利」で、非常に大切なものです。

高齢者の人権

高齢化社会といわれる中、年齢を

理由に家庭や社会の中で高齢者が疎外されたり、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待、財産を本人に無断で家族が処分するなど、さまざまな問題があります。
バリアフリーを進め、三世代交流活動などの世代間の相互理解と交流を促進することにより、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢者の持つ優れた知識や経験などを生かして社会参加してもらうことも大切です。

高齢者になることは、誰も避けることはできません。高齢者の人権を大切にすることは決して他人ごとではなく、私たち一人ひとりの問題として考えていくことが大切です。

男女の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。

しかし、現実には今なお、例えば「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において種々の男女差別を生む原因となっています。

また、配偶者・パートナーからの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる形態の暴力問題も、男女の人権に関する重大な問題の一つです。

子どもの人権

学校などでは陰湿な「いじめ」が発生したり、家庭では親による子どもへの「虐待」が増加するなど、子どもの人権を著しく侵害する行為が起きています。

子どもの人権を守るためには子どもが子どもとして「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参

加する権利」などが保障されなければなりません。そのためには、誰もが子どもの人権を大切にすることが必要です。

障がい者の人権

障がいのある人の社会参加と自立を実現するために「障がい者と共に生きる」という社会の意識づくりが大切です。障がい者は、障がいのない人と違った特別の存在ではありません。社会全体で障がい者があるままの姿で参加できる社会のしくみを進めていく必要があります。

外国人の人権

日本人は、異なる文化や生活習慣、言語を持つ人々とのつきあいが苦手といわれます。また、一部の外国人がトラブルを起こすと、すべての外国人に対して不当な扱いをすることもあります。しかし、人権には何の差もありません。同じ一人の人間として尊重されることはあたりまえのことです。国籍や民族、人種を超えてお互いの文化や価値観を認め共存していくという国際化時代にふさわしい人権意識を育んでいくことが求められています。

同和問題

同和問題は、国や地方公共団体において諸施策を総合的・計画的に実施してきた結果、実態的差別的解消については大きく前進しました。ま

た、教育、啓発活動が行われてきたことにより、同和問題に対する理解も深まってきており、成果は着実に進展しています。
本市でも、人権尊重の社会の実現をめざし、差別のない明るく住みよいまちづくりを進めるために啓発や研修を進めています。私たちも、因習や偏見、世間体などに縛られることなく、人権という視点から解決への取り組みを積極的に進めていく必要があります。

さまざまな人権問題

アイヌの人々、エイズやハンセン病などの感染症にかかった人、罪や非行を犯した人、犯罪被害者、その家族に対する偏見や差別、世界には人種差別や難民の増加など、さまざまな人権問題があります。

また近年、IT社会の到来に伴い、インターネット上で人権侵害になりかねない行為が多発しており、新たな課題となっています。これは、不特定多数の人々に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を利用したもので、たとえば、無責任な他人への誹謗・中傷や、プライバシー侵害などがあります。インターネットを利用するにあたっては、IT社会にふさわしい正しい人権感覚が問われています。
人が人らしく生きるためにという視点から日常生活を見まわしてみてください。

山口県人権推進指針

～県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして～

基本理念

山口県民すべてが「一生の間、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いいのち（生命）の主体者である」という、人間尊重を基本の考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取り組みを推進します。

キーワード

基本理念に基づいたさまざまな取り組みを進めるため「いのち（生命）」「じゆう（自由）」「びようどう（平等）」「きょうせい（共生）」をキーワードとして諸施策を推進します。

いのち（生命）

だれもが、かけがえのない「いのち」を大切に地域社会の創造をめざします。

じゆう（自由）

だれもが、他人を害することなく、自由で自立した生活の出来る地域社会の創造をめざします。

びようどう（平等）

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。

きょうせい（共生）

だれもが、多様な文化や価値観、個性を尊重し、共に暮らせる地域社会の創造をめざします。

今年、こんな人権教育を実施しました

長門市では、長門市人権教育推進委員会を中心として、人権問題を市民的課題として解決するため、すべての市民に対して人権についての正しい認識を広げ、人権問題の完全解消をめざし、さまざまな人権教育を実施しています。

長門市人権教育推進委員会

長門市人権教育推進委員会は、15人の委員で構成され「すべての人々の人権が尊重された社会」の実現をめざし、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することにも、日常生活でも人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権感覚や人権の大切さに気づく感性を育むことを目的に人権教育を実施しています。

人権教育セミナー

長門市人権教育推進委員会では、市教育委員会と共催で「人権教育セミナー」を開催しました。

このセミナーは、人権に関わる問題への理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として受け止め、人権尊重の生き方を地域や職場に広めていくことを目指し、今年度も「人権教育セミナー」を開催しています。今回は、日置地区で、12/2(日)に開催予定です。

第1回人権教育セミナー

● とき 8/8(水)
● ところ 三隅保健センター
● 参加者 100人

本年度、第1回のセミナーは同和問題、高齢者問題等を扱った40分の映画「ぬくもりの彩」を視聴いただいたあと、5つのグループに分かれて、グループ討議をしました。予想以上の市民のみなさんにご参加いただき、人権問題への正しい理解を深めていただきました。



【「ぬくもりの彩」あらすじ】
突然、障害のある高齢者との同居

を余儀なくされた家族が、ある青年との出会いをきっかけに、それぞれが差別意識の誤りに気づき、人々を思いやる心や家族のぬくもりを取り戻していく「心の変化」を描いた作品です。

【参加者アンケートから】

様々な立場の方の意見をうかがうことができるよい機会となりました。また、自分にとっても身近な問題として考えることができました。さらに今回のようなグループ討議を行うにあたって、映画鑑賞があるという点もテーマをより深く考えるためにも大変よかったと思います。映画を通して感じたことでもありますがお互いの人権を尊重していくためには相手の立場に立つということ、自分自身が勇気を出して行動に移すということの大切さも学びました。

「人権問題」というとどこか自分には遠いものとして感じてしまいましたが、老人問題など実は身近に考えるべきことだったと今更ながら勉強させていただきました。いわれなき風評に悩まされている方もいることを知り、人として、うにと願います。

「言葉は相手へのプレゼント」。言葉には心がある。何気なく使っている言葉の大切さ、相手への思いやり、本当によい話を聞くことができ、一日一日を大切に、家庭愛和に心がけたいと思います。家庭田満のヒケツは、言葉の温度

人権擁護委員

人権擁護委員は、市民の中から広く社会の実状に通じ人権の擁護に理解のある人を市長が推薦し、法務大臣が委嘱します。委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなく正しいよう解決の助けをします。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

【長門市人権擁護委員】

- 長門地区担当
 - 西本美智子 (俵山太羽山区)
 - 山根 武志 (西深川板持4区)
 - 松浦 静信 (仙崎鍛冶屋町区)
- 三隅地区担当
 - 山田 孝亮 (三隅中生島)
 - 沖村 清美 (三隅中小島)
- 日置地区担当
 - 三輪 久榮 (日置上黄波戸)
 - 山崎 陽子 (日置中一円)
- 油谷地区担当
 - 加茂 善成 (油谷向津具上白木)
 - 森田 妙子 (油谷新別名)

人権相談

さまざまな人権に関する相談
山口地方事務局・人権擁護課
TEL 0836-9202-22095
山口地方事務局・秋支局
TEL 0836-22-0478
平日(祝日除く) 8:30~17:00
子どもの人権相談
子どもの人権110番
(山口地方事務局人権擁護課内)
TEL 0836-9202-1234
いじめ、体罰など子どもの人権に関する相談

女性の権利相談

女性の人権ホットライン
(山口地方事務局人権擁護課内)
TEL 0836-9202-1311
夫や恋人からの暴力、セクハラ、ストーカー行為等女性の権利問題に関する相談
平日(祝日除く) 8:30~17:00

市民相談

長門市役所・市民課・市民相談室
平日(祝日除く) 8:30~17:00
TEL 23-1229



本年度は、子どもの人権、家庭の人権をテーマに、声優の増岡弘さんを講師にお迎えしました。増岡さんは、アニメ「サザエさん」のマスオさんや「アンパンマン」のジャムおじさんの役で有名な声優さんで、落語家としても活躍されています。ときおり冗談も交えながらの軽快なト



【参加者アンケートから】
素敵な歌を、講演を聴かせていただきました。人権という普段の生活の中では特に気にとめることがありませんが、当たり前のように人権が守られる世の中になるよ



また親として相手の立場に立つて考えることを大切にしたいと思われました。知らず知らずすりこまれていく差別…。逆に子どもたちのほうが素直に物事を見られる…。大人が変わらなければいけないですね。
小学校の時、ビデオや道徳の授業で同和問題の勉強をしていたが、どこか他人事のような意識だったように思う。子どもが結婚するときは、差別のない態度をとりたいし、子どもにも差別はいけないと親として伝えていきたい。